

II 東日本部会・統一論題報告

日本の中小企業会計基準をめぐる課題

成川正晃
東北工業大学

要 旨

わが国においては、中小会計基準が 2 つ存在している。現状でどちらの会計基準が選択されているのかについて、事実を実態調査から確認する。本稿では、2 つの会計基準の選択という点において「日本の中小会計基準をめぐる課題」が存在すると措定する。

そこで、目的を 2 つ設定した。第 1 は、会計基準の品質の面である。会計基準により質的優劣が存在すれば、質的に優っている会計基準が選択されるであろうという仮説を設定した。しかし、一般的に「簡便である」との評価を得ている会計基準が実務界では選択されているという事実があった。したがって、第 1 の仮説は棄却された。その結果、会計基準間の選択には、質的問題以外の規準が存在することが考えられる点が指摘された。

第 2 は、中小企業会計基準に関する教育の側面である。簡便なものから難しいものへという段階的学習の可能性に言及した。しかし、1 つの項目に対して複数の会計処理が容認されている場合には、その教育範囲や教育の順序等には慎重な検討を要する点が指摘された。また、会計基準の多様化が見られれば、多種多様な会計情報が産み出される。この時、会計情報の信頼性が鍵である、その信頼性の程度により会計教育のポイントが移っていく点を指摘した。

I はじめに

－背景と問題の所在－

1. 研究背景

『2017年版中小企業白書 概要』によると、全国企業数 382 万者のうち、中小企業^①は、380.9 万者で全体の 99.7%を占めており、全国従業者数 4,804 万人のうち、中小企業の従業者数は 3,361 万人で全体の 70%を占めている(中小企業庁 2017)。これらは、わが国経済における中小企業のプレゼンスの証左であり、それゆえ研究対象として中小企業を取り上げる意義がある。このような中小企業における近年の会計上の注目すべき出来事としては、従来の大企業向け会計基準とは異なり、中小企業向けの会計基準が公表されたことである。2005 年 8 月に「中小企業の会計に関する指針(中小指針)」が公表され、2012 年 2 月には、「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」が、公表されている。わが国の中小会計基準^②が並存している状況であるといえる。このように中小企業向けの 2 つ^③の会計基準が並存している状態であるからこそ、その両者の違いについて、策定経緯の違いや、内容について様々な議論が生じていた。また、ここに来て、並存状態が続いて来たことから、実務における実態調査等も公表されるに至っている。

2. 問題の所在と本稿の目的

中小指針が公表されてから 12 年が経過し、中小会計要領も公表されてから 5 年が経過している。両基準ともに、中小企業が計算書類を作成する際に依るべき会計処理のルール等に関する考え方や具体的処理方法を定めたものである。いずれも対象たる中小企業に対して強制適用されるべきものではなく、企業側の任意適用となっている。任意適用であるがゆえに、

中小企業側は、何らかの理由により、2 つの基準のうちからいずれか一方を選択適用していくことになる。そこで、本稿においては、2 つの会計基準の選択という点に「日本の中小会計基準をめぐる課題」が存在すると指針する。

具体的には本稿の目的を 2 つ設定した。第 1 は会計基準の品質面である。会計基準に準拠した結果の会計情報について、両者の間に質的優劣が存在するとすれば、優っている基準が選択されるだろうという仮説を設定する。その上で文献分析を通して仮説の検証を行い、今後の会計基準設定の方向性について若干の私見を提示したいというのが目的である。第 2 は会計教育の側面である。会計基準の内容として、共通項目もあれば異なる項目も存在する。したがって、教育面でどのような違いが生じ、その違いに関連していかなる対処方法が考えられるのかを提示したいというのが 2 つ目の目的である。

II 先行研究

わが国において、中小企業会計基準が並存してから 5 年以上が経過している。両基準については、様々な整理・検討が行われているが、ここでは、まとまりのある文献として櫛部幸子 [2016]『中小会計基準の課題と展望』を取り上げる。櫛部は、「中小企業会計基準の棲み分けが問題となる」(櫛部 2016, 188)との認識のもと、「日本においては適用対象企業の線引きが曖昧、もしくは線引きがなされていないため、簡単な中小企業会計基準のみを中小企業が適用する方向に向かうことは十分に予想できる」(櫛部 2016, 188)と整理している。これは、中小企業会計基準の選択適用問題が存在し、その時に基準の「簡単さ」が選択適用の判断根拠になりうるとの見解を示したものである。

また、河崎照行・上西左大臣 [2017]「中小企業会計の課題と展望」では、中小企業会計基準の必要性をその成り立ちから振り返ると共に、中小企業会計基準の選択適用に関しては、両基準を上下関係で捉えるのではなく、企業属性の違いによって選択適用すべきであるという見解を示している。

さらに、菅原・姫 [2016]「日本の中小企業の選択適用に関する税理士の意識調査」では、中小会計基準の自主適用とその判断基準等について、日本の税理士に対するアンケート調査を通して実証的に明らかにしている。これによると、中小会計要領と中小指針は共存すべきものであり、その棲み分けの方法としては、上場意図の有無や企業規模、資金調達における優遇制度に対するニーズ、などの規準で区別されるのが良いと考えられていること等が明らかにされている。

一方で、このように様々にある中小企業会計基準の選択問題を教育⁴⁾面から扱った先行研究として成川正晃 [2014]「中小企業会計要領と会計教育」がある。成川は、中小会計要領が中小指針と比べて、必ずしも簡便化されているとは言えない側面があることを論証した上で、段階的教育の可能性に言及している。

III 研究手法

そこで、本論文では、これらの先行研究を尊重しながらも、近年公表された実態調査の資料を元に、現状としての中小会計要領と中小指針の選択状況を把握し、どちらが浸透しているかを確認する。これに関連して中小企業会計基準の選択議論を隣接学問分野（情報の非対称性の文脈等）の知見も援用しながら、中小会計要領と中小指針のどちらが質的に優っているのかを明らかにし、優っている中小会計基準の方が

選択されているという仮説の検証を試みる。

また、中小会計基準の内容に照らして、異なる内容項目の教育という視点から、中小企業会計教育の面についての可能性に言及していく。

IV 中小企業会計基準の選択状況

中小企業庁では、中小会計要領の公表された2012年から2015年までの3年間を中小会計要領の集中広報・普及期間と位置づけていた。その後の施策決定のためにも、この3年間の状況を把握した上で新しい中小企業（会計）施策を議論・検討するためであった。

経済産業省中小企業庁の委託事業として富士経済が実施した『平成26年度中小企業における会計の実態調査事業報告書』（2015）が出されている⁵⁾。そこで、この報告書から実態を把握していく。報告書によると、中小会計要領の普及促進を行う理由として、次の3点が示されている。①決算書の信頼性が向上する、その結果、②自社の財務状況が明らかになり、投資判断、経営改善等を的確にできるようになる、③金融機関、取引先等から信頼され、スムーズな資金調達や取引先拡大につながる、という3点である⁶⁾。以下、本章では、中小企業及び中小企業を会計面で支援する認定支援機関に対して行われたアンケート調査に基づく整理を概観する。

1. 中小企業に対する実態調査

中小企業に対するアンケート調査として、中小会計要領の認知度は、「知っている」が24.4%、「知らない」が75.6%となった（有効回答：824件）。この「知っている」と回答した企業（201社）のうち中小会計要領の導入状況は、「導入している」が31.2%、「完全に導入しているかは分からないが、従前から行っている会計処理

が中小会計要領にほとんど拠っている」が30.2%、「会計専門家に任せているため把握していない」が24.1%であった。中小企業の認知度において「知っている」と回答し、導入状況で「導入している」と回答した企業は62社である。この62社を対象に、中小企業会計要領の準拠度合いも調査されている。そこでは、「完全に準拠している」が82.3%であった。全体の有効回答数の824件のうち、完全準拠割合は、約6%であった。

また、「知っている」かつ「導入している」中小企業62社を対象に中小会計要領に基づく決算書を自社の経営力強化に活用しているか、というアンケートには、「活用している」が77.0%（有効回答：61社）であり、具体的にどのように自社の経営力強化に活用しているか（複数回答形式）では、85.1%（40社）が「取引金融機関に対する信用情報の開示」と回答している。

一方で、中小会計要領を「知っている」が、「導入していない」と回答した企業は、29社になる。この29社を対象に計算書類の作成基準についてアンケート調査を行なった結果は、「企業会計を意識することなく、法人税法に定める方法で作成している」が48.0%、「会計専門家に任せており、把握していない」が24.0%、「上場企業向けの「企業会計基準」に基づいて作成している」が16.0%、「「中小会計指針」に基づいて作成している」が12.0%となっている（有効回答：25件）。したがって、中小会計要領を知っていながら、導入はしていなく、かつ、「中小会計指針」や「企業会計基準」を計算書類の作成基準としているのは、全体から見ると約0.8%の割合となる。

2. 税理士・税理士法人に対する実態調査

さらに、税理士・税理士法人に対する単純集

計結果として、中小会計要領の認知度は、「知っている」が100%（有効回答：723件）となっている。さらに、やはり単純集計「中小会計要領に完全準拠」が52.4%で一番多く、次いで「中小会計要領に部分準拠」が40.8%、「中小会計指針に部分準拠」が38.6%、「中小会計指針に完全準拠」が、28.3%となっていた。

3. 現状の推計

中小企業や税理士・税理士法人へのアンケート調査から現状を推計すると、中小企業の計算書類作成基準としては、中小会計要領の方が中小指針よりも浸透していることがわかる⁽⁷⁾。

V 中小企業会計基準の選択問題

1. 情報の非対称性の文脈における中小企業会計基準の選択問題

金融市場には、資金の貸し手と借り手が存在する。中小企業と取引のある主要な金融機関についてのアンケート調査（複数回答）では、やはり富士経済が実施した『平成26年度中小企業における会計の実態調査事業報告書』（2015）によると、「地方銀行」が70.4%と最も多く、次いで「信用金庫」が44.7%、「都市銀行」が30.5%（有効回答：845件）となっている。中小企業の多くが間接金融に依存しており、かつ地銀や信用金庫という地域金融機関に依存していることがわかる。

このような中小企業と金融機関との間では、一般に知られていることがある。その一つが情報の非対称性の問題である⁽⁸⁾。中小企業が作成し金融機関に提出する計算書類（財務情報）による信頼性が低ければ、すなわち、中小企業が有している情報と金融機関が入手する情報に差（非対称性）があれば、金融取引開始時に逆選択が起きてしまうということである。つま

り、資金の貸し手である地方銀行が、健全な中小企業（X）と不健全な中小企業を区別できなければ、一律の同じ金利での貸し出しを行うと、本来、金融機関が融資しなかった、健全な中小企業（X）が金融市場から退出してしまい、不健全な中小企業（Y）が残ることにより、逆の融資先を選択してしまうという意味で逆選択と呼ばれている。このような情報の非対称性を緩和する方策がシグナリングといわれる。信頼性のある計算書類を企業が提出することにより情報が対称的に近づくという意味である。

本稿との関係でこの問題点を検討すると、中小会計要領と中小指針に準拠した計算書類に質的な、すなわち、信頼性の程度に差があれば、その信頼性の相違そのものが、ある種のシグナリングになりえる可能性を含んでいるといえる。

仮に中小会計要領と中小指針とで、計算書の信頼性の程度が異なり、

中小会計要領 < 中小指針 (信頼性の程度が高い)

という関係が成り立てば、金融機関は、中小指針に基づき計算書類を作成している中小企業には安い金利で貸し出しを行い、中小会計要領に基づき計算書類を作成している中小企業には、比較してより高い金利でしか貸し出しを行わないことになる⁹⁾。仮にこのような状況が生じていれば、中小企業は、金利が安くなる（であろう）中小指針に準拠した計算書類を作成するということになる。しかしながら、前述したように、2015年の実態調査では、逆に中小会計要領の方が市場で選択されており、中小指針の方が選択されていないという現状であった。すなわち、計算書類の信頼性については、

(計算書の信頼性が高い) 中小会計要領 > 中小指針

というように、逆の見解も成り立つ。あるいは、中小企業が選択する中小会計基準は、その信頼性という点では（あまり）有意な差が認められず、その他の要因により選択されているだけであるという可能性が考えられる。

(同程度の信頼性) 中小会計要領 = 中小指針 (同程度の信頼性)

中小会計基準の選択の際に何を基準に選択しているのかについては、慎重な検討が必要ではあるが、櫛部 [2016] にあるように「簡単な中小企業会計基準のみを中小企業が適用する方向に向かうことは十分に予想できる」（櫛部 2016, 188）というのは、示唆に富む見解である。また、菅原・姫 [2016] に指摘されたように、企業属性の違いにより選択しているということも考えられ、さらに追試が必要である。

2. 中小企業会計基準を適用する対象企業の相違

中小企業会計基準（中小会計要領と中小指針）が対象とする適用企業の想定は同一ではない。

中小会計要領の適用企業は、「(1) 本要領の利用は、以下を除く株式会社が想定されている」として、金融商品取引法の規制の適用対象会社と会社法上の監査人設置会社は除かれている。また、「(2) 特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、本要領を利用することができる」（中小会計要領, p1.2）とされている。一方で、中小指針の適用企業は、「以下を除く株式会社」として (1) 金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び

関連会社、(2) 会計監査人を設置する会社（大会社以外で任意で会計監査人を設置する会社を含む。）及びその子会社を除いている（中小

指針, p2)。なお、これらの適用対象は、多くが重なる適用対象になっているが、中小企業庁は以下のように整理している。

図表 1 中小企業会計基準適用対象の比較

中小会計要領	中小指針
中小指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を主な対象としている。	とりわけ、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当とされている。

出所：中小企業庁「中小会計要領の手引き」p.4の一部を抜粋

しかしながら、「中小指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を主な対象としている」というだけでは、抽象的である。そこで、同じく「中小会計要領の手引き」では、各論の項目数や内容も合わせて整理している。中小会計要領では、基本的な

14 項目であり、税効果会計や組織再編の会計は盛り込まれていないのに対して、中小指針では、項目数は 18 項目で、税効果会計や組織再編の会計等も規定されている。また、各論の項目内容については、以下のように整理している。

図表 2 中小企業会計基準記載項目内容の比較

中小会計要領	中小指針
本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔かつ可能な限り平易に記載。	会計参与設置会社が拠ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理が示されている。

出所：中小企業庁「中小会計要領の手引き」p.4の一部を抜粋

中小企業庁の整理によると、中小会計要領は、中小指針に比べて「簡便な会計処理」、「簡潔」かつ「平易な」内容である点に特徴があるといえる。

しかし、中小企業がなぜどちらかの中小企業会計基準を選んでいるのか⁽¹⁰⁾、という実態の説明には不十分である。河崎 [2016a] では、企業属性の違いに注目する。ここに企業属性とは、例えば企業規模（純資産、営業利益、従業員数等）、資金調達（間接金融の割合）や IPO（目指すかどうか）等により、中小指針の適用がうまくできる企業とできない企業があり、中

小会計要領と中小指針の選択適用が行われるとする。また、上西 [2012] では、2 段階での適用を推奨している。これは、最初に中小会計要領を適用し、その後、中小会計要領を理解し、中小会計要領が示す処理等が実践できた段階で、中小指針に移行することが望ましいとする考え方である。

VI 中小企業会計基準の教育側面における課題

中小企業は、そこに働く従業者数の多さで

も、全国従業者数の70%を占めているにも関わらず、中小企業会計教育の議論は端緒に終わったばかりである。成川 [2013] や成川 [2014] は段階教育について言及しているが、そこでは、国際的対応については、検討外に置かれていた。本稿では、国際的対応まで含めた段階教育の可能性を探りたい。

例えば、よく知られていることであるが、中小会計要領は、国際会計基準の影響を遮断していると言われることが多い。「本要領は、安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準の影響を受けないものとする」（中小会計要領、p.2）とされているからである。しかしながら、わが国の中小企業が、IFRS for SMEs を採用している法域で事業展開を行う場合もある。したがって、中小会計要領が国際会計基準の影響を遮断するのは良いとしても、中小企業に働く者にとって、必要な会計教育は、中小会計要領の範囲内に止まるとは言えな

い。すなわち、「中小企業会計の国際的対応は新たな局面を迎えようとしている」（河崎 2016b）のである。一方で、企業属性の違いにより、将来のIPOを考えている中小企業は、企業会計基準や中小指針を選択適用していることも考えられる。現在の大企業の多くは、元々中小企業だったという考え方もある。このような点も含めて理想的な教育手順を考えてみたい。

例えば、上西 [2012] にあるように、第1段階として中小会計要領を適用する中小企業が第2段階として中小指針を適用すると考え、それに沿って教育も考えようということがある。成川 [2014] では、その段階学習について一部論じている。

以下の図表3にあるように、第1段階として、いずれの基準にも関係するベースとなる「コア領域」の学習を経た後に少しずつ階段を上がるというイメージである。

図表3 理想的な段階的教育



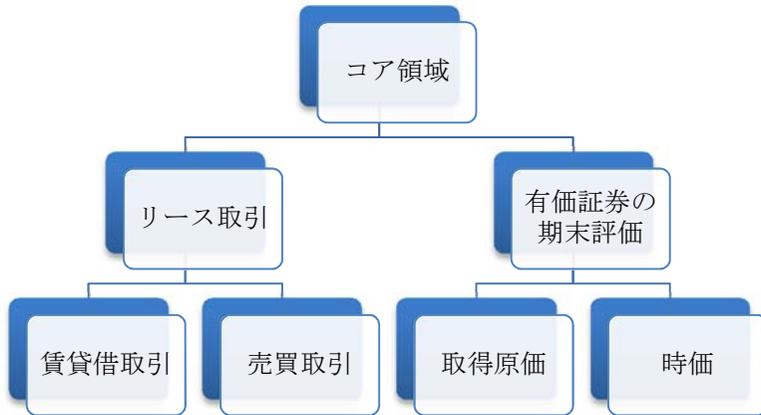
出所：筆者作成

ところが、個々の具体的項目の会計処理となると更なる検討が必要である。リース取引に係る会計処理では、中小指針では、売買取引に係る方法が原則的な処理で、通常の賃貸借取引に係る方法は容認されているに過ぎない。これに対して、中小会計要領では、賃貸借取引に係る方法と売買取引に係る方法の選択適用になっている。このような場合には、あえて、より簡

便と考えられる賃貸借取引に係る方法を先に教育し、その後で売買取引に係る処理を教育するという項目別段階的教育が採用されても良いだろう。また、有価証券の期末評価に関しては、中小会計要領では、取得原価を原則的な処理方法にしているのに対して、中小指針では、市場価格のある株式を保有していても多額でない場合等の条件をつけて取得原価を容認し

ている等の違いがある。

図表 4 項目別段階教育



出所：筆者作成

このような段階的教育は、教育という面では理想かもしれないが、採用される会計処理方法が異なるということは、そこから導出される会計情報も異なるということになる。どちらの会計情報も間違いという訳ではないが、情報の信頼性という点で異なるかもしれないということが指摘できる。

一般的な情報の非対称性が存在している場合、情報をやり取りするマーケットでは、より信頼性の高い情報を選好することが知られている。情報の受け手はリース取引では、売買取引に係る会計処理を選好する可能性があるし、市場価格のある有価証券の期末評価では、時価による評価を選好する可能性があると言える。

会計情報の信頼性を測定するには困難が伴う。関係者へのアンケート調査やヒアリング調査を積み重ねていく必要がある。

VII 結び

本稿では2つの目的を設定した。第1は会計基準の品質の違いである。金融市場における情

報の非対称性の文脈から考えると、マーケットでは品質の高い情報が好まれるとすれば、企業は品質の高い会計基準を選択しているはずである。一般に、中小会計要領の方が中小指針よりも簡便であると言われているので、もしそうであるならば、中小指針の方がマーケットで選択されているはずであるが、実際の適用状況はその逆であった。したがって、品質に「優っている会計基準が選択される」という仮説は棄却された。実際、マーケットにおいても中小会計要領の方が適用されていた。これは、中小会計基準の選択規準が別にあることの証左であることも考えられるし、先行研究でもこの点に触れている。さらに、実証的な研究が必要である。

また、本稿のもう1つの目的は、教育面での対処方法の提言であった。

IFRSの普及により、会計情報の画一化が進んでいることは事実である。その一方で、わが国中小会計基準のように会計基準の多様化が見られれば、多種多様な会計情報が産み出される。この時、会計情報の信頼性が鍵であり、そ

の信頼性の程度により会計教育のポイントは移るものと考えられる。

法上においては、「中小企業の定義」ではなく「中小企業者の範囲」と規定している。本稿で対象とする中小企業とは、中小企業基本法における中小企業者とする。中小企業基本法第2条によると、次のように整理される。

注

(1) 中小企業の定義は一律ではない。中小企業基本

業 種	中小企業者 (下記のいずれかの条件を満たすこと)	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
一 製造業、建設業、運輸業その他の業種（二～四を除く）	3億円以下	300人以下
二 卸売業	1億円以下	100人以下
三 サービス業	5,000万円以下	100人以下
四 小売業	5,000万円以下	50人以下

なお、本章で取り扱う中小企業とは、日本における中小企業であり、各国においては中小企業の定義はやや異なる。

- (2) 現在、わが国において会計基準と呼べるのは企業会計基準委員会が設定した「企業会計基準」を指すと解すべきであるが、本稿ではやや広く一般的に浸透しつつあるという意味において、「中小指針」と「中小会計要領」を中小会計基準と称する。
- (3) 2009年にIASBから中小企業向けIFRSに相当する「IFRS for SMEs」が公表されている。わが国において、IFRS適用企業の子会社（中小企業）がIFRS for SMEsを適用している場合などが想定されるが、この点を踏まえると「3つ」と考えることもできる。
- (4) 教育といった場合、その場が特定されなければいけないが、ここでは、大学における中小会計教育を想定した議論とする。
- (5) アンケート調査の概要は以下の通りである。
 - (1) アンケート配布
 - ① 中小企業：5,000社
 - ② 認定支援機関向け（税理士・税理士法人：4,500社、金融機関：500行）
 - (2) サンプルの取り方

中小企業については、東京商工リサーチ（株）保有のデータベースを使用。
税理士・税理士法人、金融機関については、認定支援機関データベースを使用。
 - (3) 調査手法

電子メール、郵送にて調査票配布、FAXにて回収
 - (4) 調査期間

2014年12月8日～2015年1月23日

(5) 回収結果

- ① 中小企業：862社（回収率17.2%）
- ② 認定支援機関向け
 - 税理士・税理士法人：736社（回収率16.4%）
 - 金融機関：242行（回収率48.4%）

- (6) 中小企業庁 [2012] 「中小企業会計要領の手引き」の「はしがき」にも同じ表現で、中小会計要領導入の効果が述べられている。
- (7) 中小企業と認定支援機関（税理士・税理士法人及び金融機関）の間では、中小企業会計要領に対する認知度のギャップも浮き彫りになっているとも言える。
- (8) 中小企業金融における情報の非対称性の問題は、成川 [2017] において論じているので参照されたい。
- (9) ある限定された仮定のもとでの検討である。つまり、計算書類による融資判断のみであり、かつ計算書類の信頼性に優劣が生じているという仮定である。
- (10) 村田 [2010] によると、「本来、中小企業が適用する会計基準の選択は、中小企業の最高経営者が決定するが、実際のところは、税理士などの会計専門家が会計に関して提案の余地を残していたり、直接的な影響を与えている」との指摘もある。また、富士経済が実施した『平成26年度中小企業における会計の実態調査事業報告書』（2015）によると、中小会計要領を「知っている」企業でかつ「導入している」と回答した企業62社に対する、中小会計要領を導入したきっかけ（複数回答）では、「会計専門家に勧められたため」が61.3%と最も多くなり、村田

[2010] の説を裏付ける結果となっている。

参考文献

- Akerlof, G. [1970], The Market for Lemons: Quality Uncertainty and the Market Mechanism. *Quarterly Journal of Economics* 84: 488-500.
- 上西左大信 [2012], 「税理士の果たすべき役割」河崎照行・万代勝信編著『中小会社の会計要領』中央経済社, 219-225 頁。
- 河崎照行 [2016 a], 「わが国の中小企業会計研究：過去・現在・未来」『経理研究』中央大学経理研究所編第 59 号, 58-69 頁。
- 河崎照行 [2016 b], 「中小企業会計と国際的対応」『中小企業会計研究』第 2 号, 巻頭言。
- 河崎照行・上西左大信 [2017], 「中小企業会計の課題と展望」『税研』191 号, 1-13 頁。
- 櫛部幸子 [2016], 『中小会計基準の課題と展望』同文館。
- 坂本孝司・加藤恵一郎 [2017], 『中小企業金融における会計の役割』中央経済社
- 菅原智・姫艶彦 [2016], 「日本の中小企業会計の選択適用に関する税理士の意識調査」『会計』第 190 巻第 2 号, 222-236 頁。
- 中小企業庁 [2017], 『中小企業白書 2017 年版』中小企業庁。
- 中小企業庁 [2017], 『2017 年版中小企業白書 概要』中小企業庁。
- 鶴見正史 [2016a], 「中小企業会計基準の設定方法と認識測定の様式 (1)」『佐賀大学経済論集』第 49 巻第 1 号, 37-63 頁。
- 鶴見正史 [2016b], 「中小企業会計基準の設定方法と認識測定の様式 (2)」『佐賀大学経済論集』第 49 巻第 2 号, 51-78 頁。
- 成川正晃 [2013], 「中小企業会計基準の簿記教育への影響」『日本簿記学会年報』第 28 号, 100-105 頁。
- 成川正晃 [2014], 「中小企業会計要領と会計教育」『経理研究』中央大学経理研究所編第 57 号, 272-279 頁。
- 成川正晃・飛田努 [2016], 「中小企業を対象とする会計制度・実務指針設定への提言」『中小企業会計研究』第 2 号, 2-12 頁。
- 成川正晃 [2017], 「会計情報の役割—会計で情報の非対称性を緩和する—」(坂本孝司・加藤恵一郎編著『中小企業金融における会計の役割』中央経済社, 12-22 頁。
- 富士経済 [2015], 「平成 26 年度中小企業における会計の実態調査事業報告書」経済産業省中小企業庁委託事業。
- 村田英治 [2016], 「IFRS 導入と中小企業会計基準の将来の方向」『商学研究』第 32 号, 129-141 頁。
- 村田直樹 [2010], 「中小企業会計実務に関する動向調査」『産業経営プロジェクト報告書』第 33-2 号, 1-165 頁。
- 弥永真生 [2016], 「財務報告の負担軽減へ—連合王国 (UK) の中小企業会計の動向」『企業会計』第 68 巻第 2 号, 246-250 頁。